

平成 26 年(ワ)第 18754 号 教育課程実施義務等請求事件

原告 水岡伶龍外 1 名

被告 学校法人晃華学園外 3 名

意見陳述書

平成 27 年 3 月 5 日

裁判長殿、本日は、冒頭に意見陳述の機会を与えて下さり、誠に有難うございます。

私は、愚息伶龍が豊かな情操を持つ有為な社会人へと大成することの期待を胸にこめ、片時も尽きることのない渾身の愛情を持って 9 年間育ててまいりました。父子の絆は強く、毎夕、私は伶龍と「♪伶とは一緒、パパとは一緒、パパと伶とは、いつも、いつも、ずっとずっと、一緒！」という歌を唄いながら、家路につきました。これは、3 歳の時に伶龍が、父と子の愛を称えて、自分で作詞作曲したのです。でもその伶龍は、いま、私のところに居ません。

秩父の、岩場や藪のある難路の縦走登山コースを 2 人で仲良く歩き通してからわずか 2 日後、伶龍は、被告石上と被告田島の手で、所沢児相に送致されたのです。伶龍は、アスペルガー症の傾向と診断され、多動性や放浪癖、虚言癖などがあるため、学校には手のかかる児童であったかも知れません。しかし被告学校法人晃華学園は、その伶龍に、何の検査も療育の手もさしのべませんでした。それどころか、被告高階は、伶龍が 2 年生の時、11 箇月にわたり、1 週間に少なくとも数回、伶龍の目の前が緑色に見えるくらい強い殴打を伶龍の頭に繰り返し加えるという、学校教育法第 11 条但書で禁じられている暴行を続けました。被告石上は、学校管理者の地位にありながらこの違法な暴行を知りつつ、これを「指導」と強弁し、やめさせる実効的な努力をしませんでした。私がこれに抗議すると、「ご家庭と学校が協力しながら子どもたちを育てていく」という被告学校法人が宣伝する教育方針を自ら裏切り、体罰を「指導」として許容する被告石上本人が秘密裏に所沢児相に「虐待通告」を行なうという、ダブルスタンダードな行動をとったのです。秘密裏に通告をなしたのは、「家庭と連携」すれば、虚偽の通告を繰り返していることが私にわかってしまうからです。私が、暴行に関わった被告石上に対し行動した日の直後にのみ数回「虐待通告」がなされ、それ以外の時には一切なされなかったという時系列的相関から、被告石上と被告田島の見相への通告が、被告高階の暴行に対する私の抗議への報復としてなされたことが立証されます。

被告田島は、管理職に昇進直後、被告石上と共謀、平成 25 年 4 月 20 日、伶

龍を放課後まで学校に留め置いて児相送致し、わが子の遺棄を図りました。ですが児相の協力が得られず失敗。その後 25 日に秘密裏に児相を呼びつけて自らの一方的見解を児相に信じ込ませ、5 月 1 日、児相から車を差し向けさせて、学校から直接を児相送致しわが最愛の伶龍を打ち棄てたのです。その月の下旬、被告石上は、伶龍を事実上退学させ、父と子の家族関係を破壊させることを児相に文書で要求しました。これこそ、被告石上らが伶龍を児相送致した目的でした。

児相の制度を悪用して、学校の期待にそわない児童、自分に楯突く保護者の児童を遺棄するというのは、典型的な独裁のパターンです。こうした行為の一体どこが、カトリックの人間愛、他者愛に満ちた教育の実践なのでしょう。国連「子どもの権利委員会」は、第 3 回日本への最終見解第 62 項で「委員会は、学校において行動面での期待を満たさない児童が、児童相談所に送致されていることを、懸念をもって注目する」としています。被告学校法人の学校運営は、キリスト教の理念どころか、国連の指摘にすら反していることがわかります。

昨年 4 月、被告田島は校長に就任するや、教室から伶龍の机を直ちに撤去しました。目に見える伶龍の痕跡すら学校から消し去ろうというのです。他方、児童養護施設に放り込まれたわが子は、仲の良かった小学校のお友達からも私からも完全に切り離され、たった一人で、施設内虐待や、親の同意のないまま重篤な副作用を持つ精神薬の投与を受けているでしょう。私は毎日、暗い家に戻るたび、可哀想なわが子の姿が目の前に蘇ります。そして「伶龍、もう一度私のところに戻っておいで！」と心の中で叫びます。

学校法人晃華学園は、「汚れなきマリア」という名の女子修道会によって運営されています。この系列の修道会は、殺人事件まで起こしたほどの上意下達を特徴としており、シスター吉村元校長は、10 年以上にわたり極めて乱暴な行動を取り、保護者を抑圧してきました。この校風は、伶龍の担任でありながら被告石上と共謀してその遺棄をなし、赴任僅か 4 年にして校長への出世を遂げた被告田島の時代になっても変わっていないことが、今や実証されています。

私があえてこの訴訟を提起することといたしました目的は、まず、私の最愛の子である伶龍を私の許に取り戻して、晃華学園に復学させるという原状回復を実現し、これによって伶龍のかけがえない生涯がいま児相と児童養護施設によって潰されようとしている過程を一刻も早く止めることです。そして伶龍と私が被告らのためにこれまで蒙った甚大な損害の賠償を被告らからいただきたいと存じます。そして同時に、本件訴訟が、スターリン時代のソ連のように暗く閉ざされた被告学校法人の校風が、保護者も児童も自由にものが言える、より民主主義的で明るい学校に変革されるきっかけになって欲しいと思っております。

裁判長殿、どうか宜しくお願い申し上げます。